

対談

賀茂道子氏との法廷闘争を終えて

— 言論人が持つべき責任とは —

After the Legal Battle with Ms. Kamo Michiko

— What Responsibility Should Public Commentators Have ?

対談者：西岡 力（麗澤大学特任教授）

NISHIOKA Tsutomu

内田 智（弁護士）

UCHIDA Satoshi

2026年6月27日 於：内田智弁護士事務所

西岡 私たち歴史認識問題研究会（歴認研）が毎年2回発行している『歴史認識問題研究』第11号（令和4年9月）に掲載された「書評」で、名古屋大学の賀茂道子特任准教授が令和4年に光文社から出版した『GHQは日本人の戦争観を変えたか—「ウォー・ギルト」をめぐる攻防』が取りあげられました。書評したのは早稲田大学の有馬哲夫教授です。

その後、令和6年2月21日に賀茂氏が依頼した弁護士より当研究会のメールに連絡が届き、翌22日には同内容の内容証明書が歴認研事務局に届きました。

賀茂氏は有馬氏による書評は名誉棄損に当たるので、歴認研のホームページ上に掲載している有馬氏の書評を削除するよう求めました。

歴認研は「言論には言論で対抗する」をモットーとしており、書評削除に法的な理由がないものと判断し、応じられない旨を伝えました。同時に、賀茂氏側には反論があれば『歴史認識問題研究』の紙面を提供する旨も伝えました。

しかし、相手側は断り、法的措置として仮処分を裁判所に求めました。そこで、内田先生に相談して裁判所で戦うことを決意しました。

歴認研の基本的なスタンスは、私たちは研究機関、学術機関であり、有馬先生を訴えずに書評を掲載している私たちを訴えるのはおかしい。批判の言説を載せたことが気に食わないから原稿を取り下げろ、という要求に応じれば、学問の自由がなくなります。これは絶対に譲れないと思いました。学術というのは論争によって発達していくものであり、その論争の過程では厳しい言葉があっても当たり前です。通常の会話とは異なるという点も含めて、戦おうと決断をしたわけです。

そのとき、内田先生に相談したのです。内田先生は最初、どう思われましたか。

内田 本件書評では、注意深く言葉は選んでいます、強い言葉があるのは事実です。しかし、有馬氏は相当な根拠を持って書評を書かれているのがわかります。ですので、賀茂氏の削除要求には応じるべきではない、と思いました。

賀茂氏側が地裁に申し立てた内容は非常に詳しく、一見、良く出来ています。債権者（賀茂氏）代理人は、令和6年2月21日に書面及び電子メールで、本件書評は債

権者の社会的評価を低下させるとして、ウェブサイト上の本件書評を削除することを求めたが、債務者（歴認研）は同月23日、法的な理由がないとしてこれに応じられないと回答した。そして、4月26日に仮処分命令の申立てを行った、と説明しています。この内容だけを読むと、ネット上の誹謗中傷事件として全体像が完結されているように見えます。

学術論争が理解できなかった名古屋地裁

西岡 私たちの思いは、最初にも述べたとおり、学術雑誌の論文が裁判によって削除される事態になれば、今後それが悪い前例になる。しかし、裁判所がネット上のヘイトスピーチという範疇でこれを考えられたら、まずい。本件は学術雑誌だということを強調してほしい、と内田先生に申し上げた記憶があります。

内田 まさに、名古屋地裁はそこを勘違いしました。

地裁の大久保裁判官は真実相当性の判断において、「債務者（歴認研）が『歴史認識問題の今日的研究』を目的とする団体であることを考慮すれば、本件著書に研究倫理上問題があるとする本件書評の内容が真実であると信じることに、相当の理由があったと認めるには足りない」と言いました。

つまり、有馬氏が綿密に調べて書評を書いたにもかかわらず、地裁は「真実相当性がないことは歴史認識問題の状況を研究している団体なのだから理解しているはずだ」とまで言ったことになります。ひどい決定と言わざるを得ません。

賀茂氏の申し立てから地裁の決定が出るまで、10ヶ月かかりました。私も綿密に事実を確認し、遠方から有馬氏にもお越しいただいて、この事務所で2回ほど打ち合わせをしました。

有馬氏には膨大な量の資料を持ってきて頂いて、また本件書評の最初に紹介されている、高橋史朗氏や関野道夫氏などの研究書を見せて頂きました。さらに、大学が作成した研究のためのガイドラインの内容などを綿密に説明されました。

有馬氏は、自身の書評の中で「盗作・盗用といわれても仕方ない」、「懲戒の対象となる研究不正」という強い言葉を使用した根拠を色々と説明しました。しかし、名古屋地裁の裁判官は先ほど紹介した、薄い内容の真実相当性の説明しか言わなかった。だから、ひどい判決なのです。

名古屋地裁判決直後に、歴認研は書評の削除命令を不当として、命令を取り消すための「保全異議」の申立てを行いました。

地裁で行われた仮処分決定は、一人の裁判官が全てを判断して行います。必要性があるなら、早急に裁判所の命令を出せるという構造です。それ故に「一人の判断の怖さ」があるのです。

しかも、ネット上の削除という案件だったことも関係すると思います。今、誹謗中傷というレールの上に乘せると、割と認められやすい。典型例としては、動物病院への悪評が挙げられます。「あそこの動物病院に行くと、ペットが殺されてしまう」というネット上の口コミです。これは明確に、誹謗中傷そのものです。

賀茂氏は、「私は被害者で非常に困っています」というアピールを前面に出して、有馬氏は発信力があるので、そのせいで自分は大学をクビになるかもしれない状況

です、と訴えているわけです。賀茂氏の本件書籍の発行と有馬氏による書評は2022年で、賀茂氏が訴えたのは2024年。1年以上の期間が空いています。その間に、自分は大変困った状況になったと賀茂氏は言って、誹謗中傷路線に持っていかうとしました。

地裁は動物病院への悪評をネット上から削除する感覚で、賀茂氏側の主張を支持したと考えられます。ですので、名古屋地裁の裁判官は漠然と第一印象で判断したと思われます。学術論争である点を考慮していない。

賀茂氏は最初の段階から、新書（本件書籍）は引用などを細かく書く必要はなく、下地となっている論文では色々と引用を書いている。新書とは一般向けであるので、あまり引用や先行研究に触れなくても良い、と主張していました。

それに対して有馬氏は、新書であったとしても本件書籍は賀茂氏の見解なのか、他人の見解なのか全く判別がつかないから、研究倫理上問題があることに変わりはない、と反論しました。しかし、それだけ言っても名古屋地裁の裁判官の先入観を打ち破ることができなかった。

司法の武器化という問題

西岡 つまり仮処分では負けたわけです。

特に今おっしゃった、我々が「本件著書に研究倫理上問題があるとする本件書評の内容が真実であると信じることに、相当の理由があったと認めるには足りない」と言われたわけで、ある面で歴認研に対する名誉棄損でもある。真実相当性があるとは言えない、というところまで断定するというのは、歴認研が研究団体として真面目に研究してないからだ、という意味ですよ。

ここで強調しておきたいことは、学術団体には様々な意見があって良い、という点です。研究雑誌は誹謗中傷を載せないことが前提にあります。様々な意見を載せる。そのやりとりを通じて学問が蓄積される。そのような仕方学問への貢献をしなくてはならない。その貢献するということの中には、厳しい批判も含まれています。

先ほど内田先生も触れましたが、嘘を根拠にした批判はダメです。賀茂氏が書いてないことを書いたと言って、それで批判することは許されません。

しかし、賀茂氏が書いていること、あるいは書いてないことがおかしい、というのは事実に基づく批判であって、根拠を示している以上、そこには論理的一貫性があります。事実が正しいのであるから、それに対して防御したいのであれば、言論の場に上がっていかなければならない。

内田 逆に言うと、正攻法では反論できないので、司法を盾にして秩序に違反している面がある、と主張する人々がいる。いわゆる、司法の武器化ですね。真正面からの言論戦で勝てないので、司法機関へ「私は誹謗中傷を受けて困っています」と、賀茂氏は訴えたのだと思います。

西岡 私は仮処分では負けたときは、大変危機感を覚えました。現代社会では、こういう枠組みで入れられてしまうのだと。厳しい言葉で批判しても、それは有馬氏というこの分野の研究の先輩が、新しく出てきた研究について真剣に分析した結果でしかありません。

有馬氏の批判内容に納得がいかないのであれば、有馬氏を乗り越えるためにさらに研究することが当たり前であるにもかかわらず、学術というものについて、地裁の裁判官は全く理解していない。

有馬氏は裁判所に出した意見書で、「(論文や本を書くことは)共有可能な知識の体系づくりに参画することだ」とする上越教育大学附属図書館学習支援セミナー「論文作成のマナーと文献の利用方法」を引用して、自身の書評もその一環だ、と主張しました。それが学術、あるいは学問ですよ。だから、仮処分で負けて一旦、有馬先生の書評を歴認研のサイトから削除させられたとき、絶対に学術、学問の自由を守るために、これは絶対に引いてはいけないと思って、異議申し立ての裁判で争うことができるということを知って、次のラウンドに入ったということです。

内田 司法の武器化について先ほど述べましたが、私が一連の裁判過程で気になった点は、賀茂氏は研究者の立場で裁判を起こしたのではなく、「私は弱者なので助けてください」という姿勢で裁判所に来ていたことです。

例えば、賀茂氏が裁判官に「おっしゃっていただければ、こういうこともやりますので、何が必要でしょうか?」的な発言をして、裁判所が「聞かれても困ります」みたいなやり取りがありました。

ともあれ、今度は仮処分命令を取り消すための、異議申し立ての裁判を始めました。ここでは裁判官3人による合議制であったことや、裁判長が議論を改めて整理したこともあり、西岡先生が主張されていた「意見論評の範囲で学術論争」ということが認められました。

改めて、異議申し立て書を読んで頂くと分かりますが、仮処分決定は出来が悪い。文言的にその内容の不備を指摘しております。これでは学術の研究が成り立たないとか、表現の自由への配慮が全く足りないと強調しております。異議申し立て審理では、それが功を奏したと理解しています。

有馬氏は、賀茂氏の本件書籍の内容は既視感がある文章であり、要約すれば先行研究の内容と一緒に指摘していました。それを受けて、異議申し立ての裁判では、有馬氏がそのように指摘する箇所を、具体的に全て書いてきてください、と要請がありました。それで、既に仮処分の事件で提出しているものを要約して提出しました。

たとえば、賀茂氏の言っていることはということで、高橋史朗氏の先行研究にはこのような文言があって、それに対応している賀茂氏の文章はということであると説明をしました。裁判官は証拠で審理を進めますので、私は証拠上一目瞭然にするような主張書面を、一生懸命書きました。

結果として、異議申し立ての判決では、「事実認定の補足説明」の項目で「記述の重なり」の程度や量、重なる記述の意味合い(研究者の間で既に認知されているといえるか)、新書という本件著書の性質などに照らし、本件著書に参考資料として有馬氏列挙書籍を記載すべきかについて議論の余地はあろうが、本件書評では、これらの重なりが問題視されている」と記載されています。

次の指摘が重要ですが、「そうすると、有馬氏の意見ないし論評の前提としている事実の真実性という観点で見ると、少なくとも前記3(3)②【註:本件著作の記述の一部に有馬氏の挙げる先行研究と重なる内容の記載があること】の事実が真実であ

ることをうかがわせるような事情がないことが疎明されているとはいえない」と明記しています。要するに、立証責任の問題に転化したのです。有馬氏の主張に真実相当性がないことを、賀茂氏の方で立証できなかったということです。

人格権に基づく差し止め請求と表現の自由、学問の自由というのは微妙なバランスの上に立っています。日本国憲法上、個人の尊重と人格権というのは何より大事だと言っているのだから、真実性と真実相当性の議論でバランスをとっています。賀茂氏が自身の人格権を主張しても、歴認研にも学問や表現の自由があるのですから。

保全異議裁判で歴認研の逆転勝利

西岡 今おっしゃった「議論の余地があるだろう」と言ってもらったところで、我々の勝ちです。議論の余地があるなら、「有馬氏は必要な引用がないことを批判しているが、賀茂氏が書かなかったのは、こういう理由がある」と反論することも問題にはならない、ということです。裁判所は有馬氏の批判は正しいとも言っていますが、誹謗中傷ではなく議論の範囲だと認めた。この判決は、我々研究団体としては大変有難かったし、裁判官が我々の立場を理解してくださったと思いました。

内田 「議論の余地」という文言は別の個所にもありまして、「違法性阻却事由について」という項目でも確認できます。「本件書評に記載された意見ないし評価を導くことが適切であるかについては議論の余地があるとしても、本件書評が、本件著作と無関係に、債権者【註：賀茂氏】の人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとは認められない」とあります。ここも重要です。

西岡 つまり、学術上の論争は社会的評価を下げるという意味で名誉毀損であっても、人身攻撃という逸脱した行為でなければ、それは「議論の余地」だということですね。さらに、有馬氏の主張に真実相当性がないということを賀茂氏は証明できなかったとして、裁判官は議論の余地があることを認めたということですね。

内田 この決定書は、過不足なく、一般的な規範の定律を最高裁の判決を引用して立証責任に移行した。民事保全法に基づく保全手続きにおいて、投稿記事の削除を求める債権者（賀茂氏）が違法性訴却事由の存在をうかがわせるような事情がないことについて疎明することを要する。これが最高裁の判決から導かれる規範であり、仮処分手続きでは投稿記事削除を求めるためには、違法性訴却事由の存在を窺わせるような事情がないこと、つまり記事内容に真実相当性がないことを立証しなければなりません。

しかし、この保全異議の決定に対して賀茂氏が不服を申し立てたため、高裁まで審理が進みました。2026年2月6日に名古屋高裁が賀茂氏の請求を棄却したことで、歴認研の勝訴が確定しました。

裁判では「疎明」という言葉を使っていますが、民事訴訟における立証というのは証拠の優越性程度で十分です。要するに、民と民との争いだと、両者が出した証拠を吟味して、どちらかに軍配を上げれば良い。刑事事件だと話は違ってきます。刑事事件というのは検察官の立証が優勢だという理由ではなく、被告人がほぼ真黒であることを証明する必要があります。

しかし民事の争いであっても、出版差し止め仮処分の場合には、債権者は重大に

して著しく回復困難の損害を被る恐れがあることを立証しなければなりません。しかし、賀茂氏はそれを言えなかった。そのため、名古屋高裁は保全の必要性もないと言ってくれました。

賀茂氏は最終審理である名古屋高裁で負けた後、特別抗告をして最高裁まで争おうとしました。ただし、これは申し立てだけでした。最高裁は人権保障の最後の砦であり、賀茂氏側は最高裁に訴えるほどの理由が書けなかったと思われます。なので、申し立てはしたが、後に取り下げました。

西岡 そもそも、有馬氏はその分野の碩学として書評を書いたのであり、そこに嘘は書いていません。賀茂氏の研究分野には先行研究があり、有馬氏は自分の関係する事柄について厳しい書評をしたのであって、それが誹謗中傷であると主張すること自体に無理があります。ネット上のヘイトスピーチで被害を受けているという枠組みを最初に作られたことで、最初の敗因になったのだと思いますけれども、私が根本的に疑問に思うことは、賀茂氏が本当に自分の名誉が棄損されたと思うのなら、有馬氏を直接訴えればよかったのではないかと、ということです。

内田 私も同感です。賀茂氏は歴認研ならば何か対応してくれるのではないかと考えたのかもしれません。有馬氏からは散々に反論されていますから。

裁判を用いて言論を封殺する左派

西岡 歴認研は言論の場を提供しただけで、議論の場に参加せず我々を誹謗中傷団体のように扱ったことで、歴認研の名誉も傷つけられたと思います。

私も過去に慰安婦に関する書籍を出して、その中の記述に関して高木健一弁護士から名誉毀損で訴えられたことがありました。他にも、週刊誌に出したコメントなどで、元朝日新聞記者の植村隆氏から名誉毀損で訴えられましたが、全て私が勝訴しました。そこで私は、裁判でどちらが正しいと決めてもらいたくないと弁護士に繰り返し言いました。

私は高木弁護士には、被害者の人権を考えていない「反日日本人」だと書いたのです。元慰安婦の女性（金学順）本人がキーセンで売られたと言っているのに、それを隠して強制連行の被害者のようにして、日本政府を相手に補償を求める裁判を起こしました。私がキーセンのことを書いたら、女性を表に出すのをやめて別の原告を探しに行く、という行動を取った。

そのことを理由に、私は高木氏を被害者の立場に立っていない弁護士だと指摘しました。本当に被害者の立場に立っているのであれば、「あなたは強制連行とは違いますから出ない方がいい。恥をかきますよ」と言うべきでした。

高木弁護士は人権のためではなく、反日活動をしている。だから「反日日本人」だと私は書いたのです。それについて、高木弁護士は名誉棄損だと訴えましたが、判決は地裁と高裁とも私に真実相当性があると認め、最高裁もその判決を支持したので、言論の自由の範囲だということになりました。

植村氏については、捏造記事を書いたとして彼を批判しました。記者として捏造だと言われるのは大変な名誉棄損だと植村氏に訴えられましたが、私の捏造だという根拠は同じ金学順氏のことです。金氏が当初出てきたときのインタビューや韓国

で出された証言集では、貧困のために学校をやめてキーセンの修行をして、自分を買った義理の父親に連れられて日本の基地に行って慰安婦になった、と言っていました。

挺身隊として連行されたと言っていないのに、植村氏の記事では「挺身隊として連行された」と紹介されており、金氏が言った貧困のためのキーセン修業は書かず、言っていないことを書いた。その上、植村氏には捏造の動機がありました。

彼の義母は、日本政府を相手に裁判を起こしている遺族会の幹部でした。植村氏は義母の活動を有利にするために、金氏が言っていないことを書き、言ったことを書かなかった。当初、私はひどい誤報だと書いたのですが、その後も植村氏は訂正もしないので、捏造という表現に変えました。

最終的に、地裁も高裁も私が指摘した内容、挺身隊として連行されたという部分については、最初から植村氏はそのようなことはなかったことを知っていたが、分かっている嘘を書いた。つまり、虚偽だと分かっている記事を書いたのだから、西岡の主張は真実性があると裁判所が認めました。残りの私の主張は真実相当性があるとされ、結果的に裁判所に私の主張が正しいという判定をもらいました。しかし、ある意味で私はそれは不本意で、そのようなことを裁判所に決められてもらう世の中は正しいのか、と疑問に思います。

私は一度だけ植村裁判に出たことがあるのですが、その時に相手側の弁護士から質問を受けました。裁判とは関係のない内容でしたが、私の書籍の中に括弧の使い方を間違えて引用している、と弁護士に言われました。私は裁判所に行って初めてわかったのですが、被告は法廷で何も持つてはいけいないのですね。向こうの弁護士は資料を全部持っているのですが、私の本の何ページって言われても、過去に多くの書籍を書いているので正確には覚えていなかったのです。それで法廷は間違いを認めました。

ただ、指摘された引用違いの箇所は初版にはありましたが、後に気が付いて修正した記憶があったので、そのことかと思いました。裁判では、間違えたけれども直した記憶があります、と答えました。後で調べましたが、二版から直っていました。しかも、植村氏側が裁判所に出した証拠は修正された版で、引用間違いをしている版ではなかったのです。だから、植村氏側は既に引用間違いが修正されていることを知っていた。

しかし、法廷では私は手許に本がないので、「間違いですか」と聞かれたので、正直に間違っていましたと話しました。すると後日、植村氏が社長をしていた『週刊金曜日』が、西岡は捏造を認めたという記事を書いたのです。それに対して、私は「これはありがたい」と思いました。なぜなら、捏造という言葉も言論の自由の範囲だと植村氏は認めた、ということですから。

様々な領域で言論の自由を声高に主張している人たちが、自分たちを批判する言論については、ヘイトスピーチだとか歴史修正主義者だとか、差別だと言って言論を封殺しようとしてきています。その手段の一つに裁判が使われている。もし、法廷で戦わなければ、相手の主張が正しいということになってしまいます。

内田 そこが厄介ですね。司法の武器化というのは、アメリカでも日本でも問題になって

います。言論人あるいは学者なのだから言論で戦うべきであって、誹謗中傷という市民法のルールをそのまま持ってくるのはおかしい。

一般人と言論人では名誉棄損の領域が違う

西岡 確かに、有馬氏の書評には強い言葉があります。しかし、これも学術の範囲であって、人身攻撃に及ぶ域を逸脱したものではないと裁判所も判断しました。この人が〇〇大学出身だからとか、〇〇研究会に所属しているからとか言うことはダメですが、書いたことについて厳しい言葉で批判するというのは、議論の余地があるということです。議論の余地があるのだから、学術誌に掲載することに何ら問題はありません。反論を書いて議論すれば良いだけです。

内田 今回の件で、裁判所が出した決定は、文章量としては短いですが、一つ一つの言葉に意味があります。「議論の余地がある」とか、「本件書評が本件著書と無関係に人身攻撃に及ぶなどを意見ないし論評としての域を逸脱したものとは認められない」という個所がまさに、裁判官による（東京地裁を念頭におくと）「霞が関文学」と言われるものです。これも一種の裁判所文学なのですが、やはり含蓄があるというか、一行一行一つ一つの言葉が、法律家同士の身内であれば通じる言葉でもあります。

西岡 相手の属性を批判したら、それは人身攻撃ですよね。しかし、有馬氏の書評には厳しい言葉はありますが、あくまで賀茂氏の書籍の内容に関する事柄だけで、それ以外のことは言っていません。植村氏は「自分は捏造記者と言われた」と言っていますが、私は捏造記者と言った覚えはありません。植村氏の書いた記事が、捏造記事だと言ったのです。

記事に関して言っただけです。植村氏はそこを分けて考えることができなかった。「自分は捏造記者じゃない」と声高に叫んだところで、誰もそんなこと言っていませんよ、という返事しか返ってこない。

歴認研の立場としては、著書や話題についての批判は激しくなることはあるが、そこから離れた人身攻撃は認めないという姿勢で編集をしています。有馬氏の言葉はきつかったですけれども、その分野の第一人者であり、私が賀茂氏だったら感謝すると思います。研究者という立場ならば、自分の書籍を読んでもらったという喜びもあると思います。

最後に、岡島実弁護士が言論界のルールの自律性を尊重した法改正をすべきだと主張していることを紹介したいと思います。岡島弁護士は『歴史認識問題研究』第7号に「いわゆる植村・西岡訴訟とその問題点について―濫訴による言論空間の荒廃とその修復―」を寄稿されており、次のように主張しています。

「自己の言論を公表する者は、それに対する批判があることは当然予想すべき事態なので、社会的に相当と考えられる範囲の批判は社会的に承認されたルールの範囲内のものであるとして、名誉毀損の成否を論ずるまでもなく違法性がなく、名誉毀損訴訟にいう『社会的評価を低下させる事実の適示』には当たらないと解釈することである」。

社会的評価を低下させる事実の適示というものがあって、それについて免責についての条件があるのですが、そもそも普通に話すときとは違うのです。日常生活で

「お前は盗作した」とか、「お前の倫理はなってない」と言ったら、人格に対する批判になります。しかし、論文を書いた以上、その論文に対してそのような言葉が使われるということは、社会的評価を低下する事実の適示に当たらないという法解釈をすべきだというわけです。

岡島弁護士はボクシングなど格闘技の試合を例に挙げ、「通常の技の応酬に伴い怪我をすることは当然予想されるが、そのことが傷害罪や不法行為に問われることはない。それは、格闘技のルールに則った技によって、通常予想される範囲内の怪我が生ずることは承知の上で試合をしたのだから、技をかけたことはそもそも違法な行為とはみなされないからである。これと同じ考え方を公の言論にも当てはめるのである。このように考えれば、『ある言説を公にしたことに伴い、通常想定すべき批判の範囲内の言説』であるかどうかのみを問題とすれば足り、またその判断も比較的シンプルにできるので、それでも提訴する者が出てくること自体は防止できないかもしれないが、濫訴の防止には役立つだろう」と提言しています。

基準を普通の会話とは変えるべきで、言論人は反論を書ける人間です。反論ができる人と反論する術を持っていない人とは違いがあるので、学術論文であれ、ジャーナリズムの記事であれ、物を書くということはリングに上がることに同義だと私も思います。

先にも言いましたが、私は最近の左派の人たちが、反対派の言論を封殺するために裁判を利用することについて、大変危機意識を持っています。歴認研も一定程度経済的に余裕があったので、自分を守るために予算を裁判費用に使いました。私も自分の言論については、植村裁判は文藝春秋が弁護士業務を出してくれましたけども、高木裁判については自分で弁護士を雇いました。そのときはそれなりのお金がかかりましたけども、私は自分の言論を守るために原稿料をもらっているのですから、それは自分で払うべきだと思います。

しかし、若いライターの人たちが大きな権力を批判する場合に、このような裁判をどんどん起こされると萎縮してしまうのではないかと不安があります。

言論人は言論で対抗せよ

内田 司法の場に学術論争を持ち込んでいいのか、という疑問はありますよね。あとは、迅速性とか個別の人権保障が異様に拡大した問題とされると、裁判所としては負担が大きすぎるという話になるので、裁判所的にはそういうルールができた方が良いかもしれません。一般人の感覚で名誉棄損ということではなく、学術論争で考えて、それを名誉棄損だと訴えるのはおかしいと言える環境にすることです。これに関しては、法学者か憲法学者が提起してもらって、どこか勇気のある裁判所に後押ししてもらうことが必要ですね。意見、論評、あるいは学術批評に関する運用や領域が、一般人と言論人とは変るべきだ、違ったルールとなると訴えることですね。

西岡 領域という観点で言えば、ボクシングのリングでハンマーを持ち出して殴れば犯罪行為ですので、それは罪に問われるべきです。だが、ルールに基づいて殴り合うことは、刑法上の責任を問われません。言論人や学者の論争も同じように扱うべきです。互いに言論人として反論することが前提条件です。そもそも、本を出すとい

うことは、批判されることを承知の上で出すのです。本の内容と関係のないことで攻撃されたら問題ですが、内容に関して、例えば、先行研究を踏まえていないという批判はもっともな立論だと思います。

内田 個人的には、賀茂氏が有馬氏とは異なる歴史観で書籍を出したこと自体は、学術面において良い面もあった、と考えています。ただ、有馬氏から言わせると引用の仕方が甘いし、全体的に論理構造が偏っている。

西岡 賀茂氏は博士論文を書いたと思いますが、研究者として自立するためには、独自の研究をやらなくてはならない。周囲が東京裁判史観と言うから、GHQの影響は薄かったと書けば、少しは違う論文になると考えたのではないのでしょうか。

誰かが賀茂氏にそのようなアドバイスをしたのかもしれませんが、そのことを証明するのは大変なことなのに、十分な考察ができずに結論を書いてしまった。GHQの影響は薄いと主張した方が今の学会は喜ぶ。しかし、賀茂氏が自身の結論に説得力を持たせるためには、先行研究を論破しなければなりません。

有馬氏が指摘したのは、まさにそういうことです。そこが今回の問題の本質なのです。

内田 賀茂氏は厳しく批判を受けたから、誹謗中傷にあたると過敏に反応しています。「盗作・盗用」、「不正研究」、「懲戒にあたる」と言われて、自身の研究者としての身分が危うくなると考えた。

私としては、覚悟ができていないのに、論争の激しい分野のことを研究して、批判されたら「私を保護してください」と言っているように見えます。

今回の裁判のもう一つの本質を挙げるならば、批判される覚悟がないのに、激論飛び交う分野を漠然と研究していたということです。一部の大学教授や新聞社は、GHQの影響は大したことはなかったという書籍が出れば、飛びつくと思います。

西岡 先に結論を設定せずに、正当な研究手法で証明できれば素晴らしい業績になると思います。しかし、賀茂氏はそれができていなかったから、有馬氏から批判を受けても議論ができなかった。今回の裁判で、賀茂氏が研究者として少しでも成長するきっかけになれば幸いです。